

**平成 24 年 4 月 1 日から
自動車税・自動車取得税の課税事務が集約されました**

自動車税・自動車取得税の課税事務については、これまで道内 7 か所の運輸支局所在の総合振興局又は札幌道税事務所自動車税部で取り扱っていましたが、平成 24 年 4 月 1 日から札幌道税事務所自動車税部において取り扱うことになりました。

- ・ 自動車税・自動車取得税申告の手続きについては、現在と変わりません。
- ・ 身体障がい者等の課税免除申請の手続き、納税相談などは、現在と変わらず最寄りの総合振興局等において受け付けます。(納税相談の電話番号については、[こちら](#)をご覧ください。)

【自動車税・自動車取得税の課税の取扱い】

平成 24 年 3 月 31 日まで

登録番号	課税取扱庁
札幌	札幌道税事務所 自動車税部
函館	渡島総合振興局
室蘭	胆振総合振興局
帯広	十勝総合振興局
釧路	釧路総合振興局
北見	オホーツク総合振興局 北見道税事務所
旭川	上川総合振興局

平成 24 年 4 月 1 日以降

登録番号	課税取扱庁
札幌	札幌道税事務所 自動車税部 〒001-8588 札幌市北区北 22 条西 2 丁目 自動車税の課税 011-746-1190 自動車取得税の課税 011-746-1195 身体障がい者等課税免除 011-746-1194
函館	
室蘭	
帯広	
釧路	
北見	
旭川	

【課税事務の集約に関するお問合せ】
 道庁総務部財政局税務課課税対策グループ
 電話：011-204-5062